



# 散歩道

令和5(2023)年12月1日発行

加西市人権啓発だより  
加西市地域部人権推進課  
加西市北条町横尾 1000 番地  
☎ 0790-42-8727

第 25 号

## 「人権週間」 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

12月4日～10日は人権週間です。自分も周りの人々も一人ひとりが違うことを知り、それぞれの違いを大切にすることを考える1週間です。

いじめや体罰・虐待、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような情報の発信、マイノリティに対する偏見・差別など、今もなお、様々な人権課題が依然として存在しています。これらは決して、自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係のないこと」ではありません。本年度も、人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、「『誰か』のことじゃない。」を重点目標に掲げ、各種啓発活動を幅広く展開しています。

また、12月10日～16日は人権侵害啓発週間です。拉致問題解決のために一人ひとりが強い思いを持つ必要があります。なお、令和6年8月の「人権文化をすすめる市民のつどい」の講演会に、拉致被害者の蓮池薫氏を迎えるべく準備を進めているところです。



## トピックス

### 人権フィールドワーク

2023年10月13日(金)実施

水平社の歴史を知る 奈良 水平社博物館とその周辺を巡るバスツアー  
目的地：おおくぼまちづくり館、水平社博物館



1922年3月3日、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と高らかに人間の尊厳と平等をうたいあげて、全国水平社は創立されました。結成の中心となったのが奈良県御所市柏原の青年たちでした。水平社がなぜこの地に生まれたのか、どのような運動を展開してきたのかなどの歴史を、創立から100年が経過した今、人権ガイドさんに説明を受けながら巡りました。

まず、橿原市の神武天皇陵拡幅工事に伴い、村ごと移住させられた洞村の移住地にある施設おおくぼまちづくり館を訪問し、午後には水平社博物館の館内と周辺のまちなみなどを見学・学習をしてきました。



### 「住民人権学習会」終了

今年度の住民人権学習会は、昨年度に引き続き、まちかどフォーラム、地区人権学習会、まちかどシアター、まちかどオンラインの4種の学習会を進めてきました。6月から11月までの期間を通して、各地区、各自治会の協力を得、実施していただきました。コロナ禍から脱却し、再び参加者を増やせるように取り組んでいただきました。人権課題はどんどん多様化している今だからこそ、より高い人権意識を磨いていきたいものです。次年度もよろしく願いいたします。



## 主な人権啓発事業



### 長島愛生園 訪問研修

令和5(2023)年11月7日(火)実施

偏見や差別に苦しまれてきた、ハンセン病回復者の多くが生活されている国立療養所の長島愛生園を訪問しました。加西市では、平成18年に“ハンセン病差別撤廃宣言”を制定し、公募で市民の方に呼びかけ、毎年訪問しています。強制隔離され、社会から置き去りにされた回復者の方々も高齢化が進み、平均年齢は、88歳となっており11月現在で92名が生活されています。施設見学に合わせ、回復者の方から当時の様子、現在の心境などのお話をお伺いする貴重な機会となりました。《参加者アンケートから》※多くのご意見・ご感想をいただきました。その一部を掲載いたします。○一度参加したいと思っていた。元患者さんの体験話も分かりやすくてよかった。生活のすべてにおいて、想像していた以上に強く生きて来られたことが分かった。

### 映画観賞会

「ケアニン」～ここに咲く花～ 12月10日(日)「アステアかさい」で上映予定

介護福祉士、圭が働き始めた新たな介護施設。認知症の高齢者たちと上手くコミュニケーションが取れず、悩む日々が続くなか、初めてメインで担当をすることになったのは、認知症の星川敬子79歳。試行錯誤しながらも、先輩スタッフたちの協力もあり、少しずつ敬子との信頼関係を深めていく。「なんとなく」で始めた介護の仕事に、いつしか本気で向き合うようになっていく圭だったが…。

## 身近な人権問題

人権にかかわる身近な話題を提供します



「障害者雇用促進法」が一部変更されます。 ※令和6年4月以降

毎年夏に行っている「人権文化をすすめる市民のつどい」に参加された方のアンケート結果では、特に関心のある人権問題として、「障害者の人権」が上位に位置付けられました。その中で、ここでは「障害者雇用」に関する法律を紹介します。

障害者雇用促進法という法律で、厚生労働省が実施する障害者雇用対策のひとつであり、障害者の方が能力を活かし、社会で活躍できるような環境をつくるための法律です。

同法では、「障害者雇用率制度」によって、従業員に占める障害者の方の割合が定められています。本年度、民間企業の法定雇用率は、2.3%と定められており、従業員を43.5人以上雇用している場合は、障害者の方を1人以上雇わなければならないことになっています。なおこの率は、令和6年4月以降、2.5%に引き上げられ、令和8年7月には2.7%に引き上げられる予定となっています。

そのような状況の中、現在、黒板用チョークの国内シェア約7割を誇る会社では、全従業員約90名のうち、約7割が軽度から重度の知的障害のある方が働いておられます。始まりは昭和35年に2人を雇用したことにあります。あるお坊さんから、「働いて役に立つ会社こそが人間を幸せにするのです。」と教わったことがきっかけでした。

今年の夏、日本テレビの24時間テレビで『虹色のチョーク』というスペシャルドラマが制作・放送されました。この会社が、それぞれの従業員が今もっている理解力に合わせて作業できるように、理想的な職場環境づくりを目指したことが認められた結果です。

※人権啓発の各事業等は、加西市ホームページに掲載しています。(トップページ→「市政」→「まちづくり」→「人権」へ)

※表題「散歩道」という名称は、平成13(2001)年度まで人権啓発冊子で使用されていました。